

令和8年度北九州・京築地区 自家用電気工作物保安業務仕様書

1. 概要

本業務は、九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所、関門航路事務所及び苅田港湾事務所所有の自家用電気工作物の保安業務を行うものである。

2. 保安業務の対象

保安業務の対象は次に掲げる電気工作物とする。

	工作物所在地	電気設備の概要	点検の種類 (頻度)	年次点検の履歴
①	北九州市小倉北区浅野3丁目7番38号 関門航路事務所 庁舎内	設備容量 225KVA 予備 300KVA	月次点検 (隔月1回) 年次点検 (年1回:停電) 臨時点検 (必要の都度)	R5年度: 停電 R6年度: 無停電 R7年度: 無停電
②	北九州市小倉北区浅野3丁目 関門航路事務所 浅野浮棧橋内	設備容量 170KVA	月次点検 (隔月1回) 年次点検 (年1回:停電) 臨時点検 (必要の都度)	R5年度: 無停電 R6年度: 停電 R7年度: 無停電
③	北九州市小倉南区空港北町 関門航路事務所 舷外排送施設内	設備容量 750KVA 余水処理設備 キュービクル含む	月次点検 (隔月1回) 年次点検 (年1回:停電) 臨時点検 (必要の都度)	R5年度: 無停電 R6年度: 無停電 R7年度: 停電
④	北九州市門司区太刀浦海岸 関門航路事務所 太刀浦岸壁内	設備容量 505KVA	月次点検 (隔月1回) 年次点検 (年1回:停電) 臨時点検 (必要の都度)	R5年度: 無停電 R6年度: 無停電 R7年度: 停電
⑤	北九州市門司区西海岸1丁目4番40号 北九州港湾・空港整備事務所 庁舎内	設備容量 70KVA 予備 115KVA	月次点検 (隔月1回) 年次点検 (年1回:停電) 臨時点検 (必要の都度)	R5年度: 無停電 R6年度: 停電 R7年度: 無停電
⑥	北九州市小倉南区空港北町6番 北九州港湾・空港整備事務所 空港北町出張所 庁舎内	予備 62.5KVA	月次点検 (隔月1回) 年次点検 (年1回:無停電) 臨時点検 (必要の都度)	R5年度: 無停電 R6年度: 無停電 R7年度: 停電
⑦	福岡県京都郡苅田町港町28番2 苅田港湾事務所 庁舎内	設備容量 100KVA 予備 150KVA	月次点検 (隔月1回) 年次点検 (年1回:停電) 臨時点検 (必要の都度)	R5年度: 無停電 R6年度: 無停電 R7年度: 停電

3. 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 までとする。

4. 保安業務の範囲

保安業務は保安規程に基づき、当該電気工作物について次の各号にかかげる業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合は、とるべき措置について発注者に報告及び助言をすること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生した場合又は発生するおそれがある場合、応急措置並びに事故原因の探求及び再発防止について、協力、助言をすること。また、必要に応じ臨時点検を行うこと。
- (3) 法令に基づく立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、法令に基づく工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告及び助言をすること。
- (5) 自家用電気工作物の設置又は変更若しくは事故報告等について、関係官庁等への申請書、届出書又は報告書等の提出を必要とする場合における書類又は図面の作成及び手続の協力、助言を行うこと。

5. 点検種別及び点検内容

- (1) 月次点検・・・点検頻度 隔月1回 主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験
- (2) 年次点検・・・点検頻度 毎年1回
停電点検(3年に1回以上) 主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験
無停電点検(1年に1回以上) 主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験
受注者が定める「無停電年次点検実施要領」に基づき実施する

この場合は、原則として月次点検も併せて行うものとする。

- (3) 臨時点検・・・異常が発生した場合等、必要に応じて行う点検、測定及び試験
- (4) 工事期間中の点検・・・電気工作物の設置又は変更の工事を実施した場合、工事期間中において工事期間中でなければ点検できない箇所を重点的に行う点検
- (5) 竣工検査・・・電気工作物の設置又は変更の工事を実施した場合、工事が完了した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験

6. 点検・測定及び試験の一部又は全部の実施を除外する電気工作物

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊なため、専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
- (3) 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を実施することに危険を伴う場合
- (4) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域内等に設置された機器等
- (5) 発注者の業務上の都合(情報管理、衛生管理、機密管理等)で立入が制限された場所に設置された機器等
- (6) 事業場外で使用されている可搬型機器及び発電設備のうち原動機等電気設備以外の工作物
- (7) 構造上、内部点検ができない密閉型防爆構造の機器、密閉場所等
- (8) 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

7. 適用法令及び九州産業保安監督部長への申請、届出等

(1) 適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- a 電気事業法
- b 労働安全衛生法

(2) 九州産業保安監督部長への申請、届出等

- a 契約の履行上必要な九州産業保安監督部長への申請、届出等の諸手続きは、受注者は発注者の要請を受けて速やかに行うものとする。なお、必要に応じて受注者は発注者に対し、電気事業法第107条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する助言を行うこと。
- b 前項の申請・届出に対して2か月以内に承認が得られなかった場合、又は契約期間内に受注者に起因して承認が取り消された場合は、発注者は契約を解除できるものとする。

8. 機械器具の保有

- (1) 受注者は電気事業法施行規則第52条の2に定められた機械器具を有していること。
- (2) 受注者が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。
- (3) 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は発注者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

9. 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者において複数で作業を実施すること。

(3) 防護具、保護具の使用

受注者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。そのため必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受注者は防護具、保護具の定期自主検査(6か月に1回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。又、その記録は発注者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

10. 電気事故時における対応及び体制

- (1) 受注者は、電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受付対応を行うこと。
- (2) 各機器に事故その他異常が発生し、また発生する恐れがある場合、発注者から連絡を受けたときは直ちに現場に急行し適切な措置をとらなければならない。
- (3) 受注者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応が出来る体制であること。

11. 絶縁常時監視装置の設置

- (1) 発注者の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置は、受注者が設置しなければならない。
- (2) 発注者は、絶縁監視装置を設置する場所の提供、電灯・電話配線など既存の施設利用について便宜を供する。
- (3) 絶縁常時監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として受注者の負担とする。
- (4) 絶縁常時監視装置の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとし、発注者は装置を無断で移設、取り外し、修理等を行わない。
- (5) 受注者は絶縁常時監視装置の設定値の確認及び試験釘による検知動作及び発注者からの警報を受注者に自動伝送する場合は、伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差の試験は年次点検時に行う。
- (6) 受注者は発注者から次に掲げる絶縁常時監視装置の警報を受信した場合は、発注者に連絡し電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し適切な措置を行う。
 - a 自動伝送によるもの
 - (a) 警戒警報
警報動作電流(50mA)以上の漏洩電流が1分以上継続し、1時間に3回以上発生した場合の警報
 - (b) 警戒継続警報
警報動作電流(50mA)以上の漏洩電流が5分以上継続した場合の警報

b 電話連絡によるもの

警報発生時に発注者から受注者へ電話で連絡する場合

- (7) 受注者は絶縁常時監視装置の警報の受信記録を3年間保存するものとする。
- (8) 受注者は、本契約完了後は、絶縁常時監視装置を撤去するものとする。

12. 発注者(事業場)への報告

点検結果(事故・災害時の臨時点検も含む)は点検後、速やかにそれぞれの施設の連絡責任者へ報告すること。

13. 検査

- (1) 契約書第20条第1項に定める通知書は、業務完了報告書により6ヶ月毎に各事務所へ提出しなければならない。
- (2) 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

14. その他

- (1) 発注者の都合により本業務の仕様内容に変更が生じた場合または電気事故の対応、臨時点検等を実施した場合において、受注者がその費用を本業務の契約金額の範囲で負担することが適当でない判断される場合については、発注者及び受注者が協議を行い、履行期間の末日までに契約変更を行う。
- (2) 発注者の要請に応じて、発注者の職員に対して電気安全等に関する講習会を行うこと。
- (3) 講習会は、電気安全の他、電気事業法の改正内容等を含むこと。
- (4) 受注者は省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は発注者に対して提案すること。
- (5) この保安業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、連絡責任者と協議しその指示を受けるものとする。